

インドネシアにおける失効 した特許権の回復手続



ヘンドラ・
ステアワン
弁護士
Frans &
Setiawan
Law Office



齋藤英輔
弁護士
TMI
総合法律
事務所

Frans & Setiawan Law Office は 2019 年に設立され、ジャカルタとバンドンにオフィスがある。ヘンドラ・ステアワン弁護士は、知的財産法の分野で 10 年以上の経験を持つ同事務所の知的財産グループの責任者である。

TMI 総合法律事務所は 1990 年に東京において開設され、国内外に拠点を持つ。特に ASEAN には、6 つの海外拠点を有している。齋藤英輔弁護士は、現在は、ジャカルタデスクにて、インドネシアでの日本企業の活動のサポートに従事している。

他の幾つかの国・地域とは異なり、インドネシアには、失効した特許権に対する権利回復を認める特定の法律上の手続がない。ただし、商務裁判所の決定に基づく場合は除かれる。本稿では、年金未納により特許権が失効する場合と、失効した特許権の回復に関する判例について解説する。

1. 特許年金の納付と失効した特許権の回復の概要

インドネシア特許法（2016 年法律第 13 号、以下「特許法」）に規定されているように、インドネシアでは 2 種類の特許が保護されている。一つは特許、すなわち、進歩性があり、産業分野で利用可能な新規の発明に適用される特許で 20 年間存続する。もう一つは簡易特許、すなわち新規の発明、既存の物・方法に関する改良であり、産業分野で利用可能な特許で 10 年間存続する。簡易特許は特許と類似しているが、特許と比較して要件が緩やかである。

上記の存続期間中、特許権は、特許法第 126 条に規定される年金の納付により有効に維持される必要がある。年金納付の期限は以下のとおりである。

・第 1 回目の年金は、特許証の発行日から 6 か月以内に納付されなければならない。

・第2回目以降の年金は、次の保護期間の出願応当日の1か月前までに次年度分が納付されなければならない。

上記の期限とは別に、特許権者は、納付期限の遅くとも7日前までにインドネシア法務人権省（Ministry of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia: MOLHR）に申請書を提出することにより、年金の納付の延期を申請することができる。ただし、納付延期の申請のためには、追加費用の支払いが必要となる。

年金が上記の期間内または延期された期間内に納付されなかった場合、特許法第128条（1）に基づき特許権または簡易特許権は取消され、失効が宣言される。その結果、特許権または簡易特許権に関連する法的効果も終了する。

他の幾つかの国・地域とは異なり、インドネシア特許法は、失効した特許権を回復させるための手続を認めていない。ただし、同法第141条には次のように規定されている。

第141条

既に取り消された特許権は回復させることができない。ただし商務裁判所の決定に基づく場合を除く。

上記第141条ただし書に基づく、例外的に特許権の回復が認められた事案につき、判例に基づき紹介する。

2. 判例

失効した特許権の回復に関する判例および裁判例として、2019年2月12日付けの最高裁判所判決第91 K / Pdt.Sus-HKI / 2019 および中央ジャカルタ商務裁判所判決第18 / Pdt.Sus-Paten / 2018 / PN .Niaga.Jkt.Pst（特許・集積回路配置設計・営業秘密局（被告）vs PT Jaindo Metal Industries（原告））を紹介する。

原告の特許権は、年金納付の不履行により無効とされた。この無効化に対し、原告は中央ジャカルタ商務裁判所に、被告の公式ウェブサイトへの通達のアップロードは特許法に定める通知とみなすことができないと主張して、特許権の回復を求める申立てを行った。

その結果、2018年9月26日、中央ジャカルタ商務裁判所は、そのような通知は特許法と抵触し無効であり、原告の特許権を回復させるよう被告に命じた。さらに、最高裁判所の判決には、以下のとおり中央ジャカルタ商務裁判所の判決を支持する一文が記載されている。

- ・特許法第134条(2)には、同条(1)で指定された理由による特許権の無効は、特許権の取消が宣言される前30日以内に特許権者に通知すると規定されている。
- ・特許法には、電子的な方法により通知を行うことを認める規定は無いため、被告の公式ウェブサイトを介した通知は、同法第134条(2)に定める有効な通知ではない。

上記の法的考察は、2018年8月27日付中央ジャカルタ商務裁判所判決第10/Pdt.Sus.Paten/2018/PN.Niaga.Jkt.Pst（特許・集積回路配置設計・営業秘密局（被告）vs PT Starmas Inti Aluminium Industry（原告））でも採用されており、ウェブサイトを通じて、特許権の取消を通知することは、適切・適法な通知ではないとされた。

【ソース】

・インドネシア知的財産庁（DGIP）ウェブサイト
<https://paten.dgip.go.id>

・インドネシア特許法（2016年法）

https://www.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf

(JETRO 参考仮訳)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)